

第 1466 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和 4 年 2 月 3 日 木曜日

開会 10 時 00 分 閉会 11 時 30 分

2 場 所 京都市総合教育センター 第 1 研修室

3 出席者	教 育 長	稲田 新吾
	委 員	奥野 史子
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	野口 範子
	委 員	松山 大耕

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

10 時 00 分，教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1465 回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 7 件，報告 1 件

イ 非公開の承認

議案 5 件については，市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出に関する案件であり，京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から，議案 5 件について，会議を非公開とすることを宣言。

報告 京都市市民スポーツ振興計画の計画期間の延長について

(事務局説明 平松 市民スポーツ振興室長)

スポーツ基本法第10条第1項では、「特定地方公共団体は、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされており、また第2項では、「特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない」と規定されている。

本日は、この規定に基づき、市民スポーツの振興を所管する文化市民局市民スポーツ振興室から、地方スポーツ推進計画に当たる京都市市民スポーツ振興計画の計画期間の延長について報告させていただき、御意見をお伺いするものである。

まず、計画期間延長の経過及び延長までの流れについてである。

計画期間の終期近くとなった令和元年度末頃から新型コロナウイルス感染症がまん延し、市民のスポーツ活動にも大きな影響を与えたことから、次期計画はその影響を踏まえて策定することとし、令和2年度までであった現行計画の期間を令和3年度まで1年間延長した。その後もコロナの収束が見えない中、引き続きその動向を踏まえる必要があること、そして、本市の危機的な財政状況の下で策定された行財政改革計画の趣旨も踏まえ、上位計画である京都市基本計画と行財政改革計画の期間に合わせ、令和7年度まで更に延長する。

期間延長に当たっては、平成27年度の現行計画改定以降の本市を取り巻く状況の変化や市民アンケート調査、スポーツ関係団体へのヒアリング調査などを実施した結果から、現況を分析し、新たな課題を抽出したうえで、これらに対応する追加施策の検討を行ってきた。

本日の教育委員会会議、また2月下旬の市会文化環境委員会にも報告を行い、頂いた御意見を踏まえて修正等を行い、3月中旬に「スポーツの絆が生きるまち推進会議」に報告したうえで、3月末に計画期間を延長し、取りまとめた追加施策などを計画の追補版として公表する予定である。

次に、計画期間延長の概要についてである。

本計画においては「みんなでめざす10年後の姿」として3つの目標を掲げている。これについて、新基本計画「京プラン2025」で「みんなでめざす2025年の姿」として、下段のとおり、これらを進化させた3つの目標を掲げたことに伴い、この京プラン2025の目標を本計画の目標とする。

次に、数値目標であるが、するスポーツ、みるスポーツ、支えるスポーツの観点から現行計画に掲げる3つの数値目標については、これまでの取組の結果、計画策定時からいずれも実績値は上昇したが、令和2年2月前後のコロナまん延前の時点でも目標値には届いておらず、それ以降のコロナ禍においては、その影響を大きく受け、全ての実績値が低下している。こうした状況を踏まえ、数値目標は据え置いたままで、施策を新たに追加し、目標達成に向けて取組を推進することとする。

次に、追加施策等についてである。

計画の延長に当たり、新たに7つの施策を追加し、現行計画に掲げる施策と併せて推進

していく。更には、スポーツを通じた各種団体間の交流・協力・連携を促進するとともに、スポーツとスポーツ以外の分野との連携やマッチングを促進し、新たな価値の創造や地域活性化を進め、ひいては京都のまちの魅力向上、経済の活性化などの都市の成長戦略にもつなげてまいりたいと考えている。

続いて、追加施策等についてである。

状況の変化、新たな課題等として、計画改定以降の本市を取り巻く状況の変化や、市民アンケート調査、スポーツ関係団体へのヒアリング調査の結果などから分析し抽出した、11の課題を挙げており、それらに対応する7つの施策案を挙げている。

まず、「スポーツ施設の整備・運営における民間活力の更なる活用促進」である。

本市の危機的な財政状況を踏まえた民間活力の最大限の活用、そしてウイズコロナも含め、将来にわたり、市民のスポーツ振興を推進していける仕組みの整備への対応として、PFIなどの民間活力の導入、活用促進に向けた検討を進めていく。

次に、「アーバンスポーツを楽しめる環境づくりの推進」である。東京オリンピック開催などを受けて関心が高まっているスケートボードなどのアーバンスポーツへの対応として、関係団体などとも連携しながら、マナーを守って安全に楽しむことができる環境づくりに取り組んでいく。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策の推進」である。ウイズコロナ、アフターコロナでの市民スポーツの振興、また、そうした中でも将来にわたり、市民のスポーツ振興を推進していける仕組みの整備への対応として、スポーツ施設における感染拡大防止対策の徹底などによる安心安全な環境の提供、体育振興会やスポーツ推進指導員との更なる連携の促進、また、密にならないアウトドアスポーツとして、トレイルやサイクリングなどの推進に取り組んでいく。

次に、「ICTを活用したスポーツの推進」である。ウイズコロナ、アフターコロナでの市民スポーツの振興、将来にわたり、市民のスポーツ振興を推進していける仕組みの整備、そして、デジタル技術の活用による市民スポーツの振興への対応として、現在実施中でもあるオンラインによる京都マラソンなどの取組成果も踏まえ、ICTを活用したスポーツの推進に取り組んでいく。

次に、「プロチームをはじめとする地域密着型スポーツチームと連携した地域活性化の推進」である。スポーツと他分野との融合による新たな価値の創造への対応として、市民とともに、京都サンガF.C.やハンナリーズをはじめとするスポーツチームとの連携・協力を一層進め、地域の活性化につなげていく。

次に、「体育振興会・スポーツ推進指導員の更なる活性化」である。ウイズコロナ、アフターコロナでの市民スポーツの振興、コロナ禍におけるスポーツをする機会の大幅な減少、少子高齢化などによる担い手の不足、そして、そうした中でも将来にわたり、市民のスポーツ振興を推進していける仕組みの整備への対応として、若い世代をはじめとする新たな参加者や担い手の確保など、更なる活性化に向けた取組を推進していく。

最後に、「部活動改革の推進と地域における子ども・若者のスポーツ機会の充実に向けた検討」である。令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けた受皿整備への対応として、国の検討会議で出される方向性などを踏まえ、教育委員会などと連携して、地域における指導者などの人材確保などに向けた検討を進めていく。

次に、計画推進のための重点戦略についてである。

現行計画では、計画推進のための3つの重点戦略として、ハードウェアとして、スポー

ツ施設の充実、整備、柔軟な運営に取り組む「スポーツインフラ京都」、ソフトウェアとして、スポーツに関する情報を容易に入手できる仕組みづくりを進める「スポーツウェブ京都」、そして、ヒューマンウェアとして、スポーツ以外の分野も含む各種団体間の交流を促進し、相互に連携・協力する関係を築いていくことで、スポーツの活性化やスポーツを通じたまちづくりを進める「スポーツリエゾン京都」を掲げている。

これらの重点戦略についても、この間の取組や社会状況の変化などを踏まえ、引き続き、記載のとおり促進していく。

(委員からの主な意見)

【奥野委員】 東京オリンピックでアーバンスポーツが注目されたように、近年、スポーツの捉え方が変わってきている。そうした中、若い子どもたちがスケートボードをやりたいが、場所がないという話や鴨川で早朝からスケートボードをしていて、近所の方が困っているといった声を聞く。本市の財政状況が厳しい中ではあるが、うまく民間企業ともコラボしながら、スケートボード等のアーバンスポーツができる環境の整備を進めていただきたい。そうした施設は、いずれスポーツ資源になる。

部活動指導員は、様々な課題を抱えているが、とりわけ人材確保が大きな課題。また、指導者の質を担保することも必要であり、ライセンス制度の導入なども検討が必要かと思う。スポーツ庁や文科省でも検討が進められているが、本市としても、今後を見据えて、現段階から取組の方向性を探っておくべき。

街中でスポーツ少年団等の子どもたちが前時代的な練習をしているのを見かけることがある。適切な指導を行わなければ、子どもたちのけがや故障に繋がるだけでなく、意欲を阻害してスポーツをしなくなってしまう。そうした悪循環に陥らないために、子どもたちが楽しくスポーツを続けていけるよう、スポーツ少年団や体育振興会等の指導力の向上も必要である。

【事務局】 東京オリンピックを機に、本市でも「スケートボードができる場所がほしい」という要望を受けている。これまでは、南区の上鳥羽に建設局所管のスケートボード専用で使える火打形公園以外にはなかったため、昨年12月から、宝が池公園、小畑川中央公園、横大路運動公園の3か所で、スケートボードの練習場所を試行設置している。その状況も踏まえながら、今後、本格実施に向けて検討していく。

【笹岡委員】 計画での数値目標では、スポーツを「する」「みる」「支える」のうち、「みる」は計画当初からあまり数値が伸びていないが、「する」「支える」は非常に伸びている。地道な活動の積み重ねによる成果だと拝察するが、京都マラソンの影響がやはり大きいのか。また、京都マラソンの実施に必要な経費は、スポンサー収入等により持続可能な取組となっているか。

【事務局】 京都マラソンは、「する」「みる」「支える」の全てに関わる非常に大きな取組であり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年度以降はオンラインによる実施となったが、今年度で11回目を迎え、市民の方々にも支持されるイベントになったと考えている。また、多くの方々にボランティアで参加いただいております。数値目標における京都マラソンの影響は大きいと認識し

ている。

京都マラソンの経費の確保は大きな課題ではあるが、今のところ、一般財源の負担がなく実施できている。

【松山委員】 先日の教育委員会会議で、本市の子どもたちの体力が低いという報告があった。奥野委員からも指摘があったように、市内に子どもたちがスポーツをできる場所が少ないことも1つの要因であると考えられるが、市内の小学校では、放課後や夕方に地域の方がグラウンド等を使用することが多い。地域の方が学校施設を利用する時間を上手くすみ分ければ、子どもたちがスポーツをできる環境を作りだせるのではないかな。

【事務局】 実態を確認しつつ、検討を進めたい。

【野口委員】 子どもたちの体力の低下について、全体的に数値が悪いものの、中には数値が良い種目もある。そうした結果を基に、数値が高い原因、低い原因を分析したうえで、体力向上のために対策をとることが必要。スポーツ科学の専門家にも意見を聴きながら、取り組んでいただきたい。

【事務局】 種目によっては、平成29年度から小学校の低学年から京都市独自の新体力調査を行ってきたことで、調査項目に馴染んできたことも、数値の上昇につながった一因であると考えている。

しかし、全ての種目を合計した体力合計点は年々低下しているため、学校全体で取り組んでいくことが重要であると考えている。小学校は学級担任制であり、ほとんどの教員は体育の授業に関わるが、中学校は、教科担任制であるため、体力向上の取組を体育の教員に一任してしまっている。体育の授業だけではなく、学校行事や生徒会活動等でも運動する機会を設けるなど、学校教育全体で体力向上に向けた取組を進めていく。

【高乗委員】 本計画における目標が見直され、従来はスポーツ自体の振興が主たる目標であったものが、新たに、スポーツを通して人々の暮らしやまちをどう変えていくのかという方向に視点になっており、素晴らしいと感じた。

他の委員からも御指摘があったとおり、スポーツに関しては、環境や場所の課題に加えて指導者の質という課題がある。京都教育大学では、教員養成のカリキュラムに部活動顧問としての資質能力やスポーツ科学に関する内容が含まれていなかったため、部活動指導員を養成するためのカリキュラムを設け、履修を終えれば、部活動指導員としての資格を認証する仕組みを作った。

現状、多くのスポーツ指導員の資格は、各競技団体が独自に設けた制度によって運用されている。新しく追加される施策でも「スポーツ推進指導員の活性化」という項目が挙がっており、そうした課題に向けた取組が必要ではないかな。

【事務局】 現時点で具体的な対応策はないが、担い手の確保は喫緊の課題であると認識している。御指摘の内容を踏まえて、今後検討してまいりたい。

【稲田教育長】 eスポーツに取り組む支援学校が全国的に増えているが、本計画のスポーツの概念の中にeスポーツは含まれるかな。

【事務局】 eスポーツは産業振興の面が強く、本計画のスポーツの概念には含まれていない。近年では、障害者や高齢者の社会参画という面でも注目を集めてき

ており、今後も国の動向を注視しながら対応する。

オ 議決事項

議題 43 号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 関 教職員人事課長)

本件は、へき地手当の支給に係るへき地学校等の指定について定める京都市教職員の給与に関する規則において、花背小中学校の級地に変更を要するため、本規則の改正を行うものである。

わが国では、教育の機会均等の観点から交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地や離島の学校に対して必要な施策を定めており、その1つとして、へき地学校などに勤務する職員に対するへき地手当を支給する旨が定められている。

へき地の区分については、おおむね6年に1度、交通条件や金融機関や病院、スーパーなどの生活に必須となる施設へのアクセス、生活インフラ等の状況を調査して定めており、現在、宕陰小中学校が2級、花背小中学校が1級に指定されている。

へき地手当の支給月額を支給割合は、へき地学校に準じる学校を4%、へき地の級地1級を8%、2級を12%、3級を16%、4級を20%、5級を25%と定めているが、地域手当の額の限度において、へき地手当は支給されないため、地域手当が10%である本市においては2級地以上に該当する学校に勤務する場合のみ、へき地手当が支給される。そのため、現在、実質的にへき地手当の支給を受けるのは、宕陰小中学校に勤務する教職員のみである。

今年度調査の結果、市内と花背地域を結ぶ京都バスの運行回数が減便となり、交通アクセスの面においてより不便さの度合いが増したことから、花背小中学校が1級から2級となったため、令和4年度から花背小中学校に勤務する教職員に対してへき地手当が支給される。支給額は、毎月の給料月額が40万円の教職員の場合、およそ8,320円となり、年間の収入としてはおよそ10万円の増額となる。

(委員からの主な意見)

特になし

(議決)

教育長が、「議題 43 号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議題 44 号 京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 福知 総務課長)

本議案は、教育委員会事務局で勤務する会計年度任用職員Bについて、初任給基準を引き上げるもので、市長部局に準じた改正である。会計年度任用職員Bとは、資料の印刷、データ入力等、補助的な職務に従事する職で、教育委員会事務局において、現在18名任用している。

改正の経過であるが、京都府最低賃金について、令和3年10月1日、従来の時間額909円から、時間額937円へ改定された。仮に令和4年度に同程度の改定があった場合、時間額966円となり、現行の会計年度任用職員Bの初任給基準（955.3円）では最低賃金を下回ることとなる。会計年度任用職員は、一会計年度ごとに給与等の勤務条件を定めて任用するものであり、年度途中における給与の変更は適切でないことから、令和4年4月1日より初任給基準を1級1号給から1級3号給に引き上げる。これにより、月額換算で2,000円、時間額換算で14円の引き上げとなる。

施行期日は、令和4年4月1日である。

（委員からの主な意見）

【高乗委員】1級1号給は、今後、最低賃金を下回る可能性のある金額だが、給料表上に残したままとなるのか。

【事務局】今後、最低賃金が引き下げられる可能性もあることから、給料表の改定は行わない。

（議決）

教育長が、「議題44号 京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議案5件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出に関する案件のため非公開

（3）その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

1月13日 nendo×京都の匠展

～2月13日

1月24日 大文字駅伝代替大会 中止決定

1月25日 まん延防止等重点措置 発令

2月1日 令和3年度第2回京都市総合教育会議

○事務局から当面の日程について説明

（4）閉会

11時30分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長